

少額短期保険業者向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>Ⅲ. 少額短期保険業者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-1 監督事務の流れ</p> <p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-3 行政指導等を行う際の留意点等 「総合指針Ⅲ-3 行政指導等を行う際の留意点」に準じて取扱うものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>Ⅲ-4 意見交換制度 「総合指針Ⅲ-4 意見交換制度」に準じて取扱うものとする。</p>	<p>Ⅲ. 少額短期保険業者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-1 監督事務の流れ</p> <p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-3 行政指導等を行う際の留意点等 「総合指針Ⅲ-3 行政指導等を行う際の留意点」に準じて取扱うものとする。</p> <p><u>Ⅲ-4 行政処分等を行う際の留意点等</u> <u>「総合指針Ⅲ-4 行政処分等を行う際の留意点」に準じて取扱うものとする。</u></p> <p>Ⅲ-5 意見交換制度 「総合指針Ⅲ-5 意見交換制度」に準じて取扱うものとする。</p>